

○ “社会を明るくする運動” 豊中地区実施委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的に、“社会を明るくする運動” 豊中地区実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 豊中市における“社会を明るくする運動”及び再犯の防止等の推進に関する法律第6条に定める再犯防止月間を円滑に実施するための企画、実施及び普及啓発に関すること。
- (2) 構成機関・団体間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、第1条に定める目的の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の構成機関・団体は、別に定める。

第4条

- 1 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。
 - (1) 委員長は、豊中市長をもって充てる。
 - (2) 副委員長は、豊中地区保護司会会長及び豊中地区更生保護協会会長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認める時は、会計、監事その他の役員を置くことができる。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、**福祉部地域共生課**において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年(2018年)5月15日から施行する。

平成31年(2019年)4月1日 一部改正